

調令 7 第 1 号

令和 7 年度印旛広域水道用水供給事業再評価業務委託
仕様書

令和 7 年 7 月

印旛郡市広域市町村圏事務組合 水道企業部

目 次

第 1 章	総 則	
1－1	適用範囲	1
1－2	業務委託の目的	1
1－3	調査対象の概要	1
1－4	業務管理	1
1－5	監督職員	1～2
1－6	業務委託の施行	2
1－7	打合せ・協議	2
1－8	資料の貸与	2
1－9	法令等の遵守	3
1－10	中立性の保持	3
1－11	秘密の保持	3
1－12	疑義の解釈	3
1－13	事故の防止	3
1－14	成果品の検査	3
1－15	成果品の帰属	3
1－16	納期	3～4
1－17	提出書類及び成果品	4
1－18	国からの指摘事項等に関する対応	4
第 2 章	業務内容	
2－1	業務の概要	5
2－2	業務の詳細	5

第1章 総 則

1－1 適用範囲

1. 本仕様書は、次の業務委託（以下「本業務委託」という。）に適用する。
 - (1) 委託番号 調令7第1号
 - (2) 委託名 令和7年度印旛広域水道用水供給事業再評価業務委託
 - (3) 委託期間 契約の翌日から令和8年3月19日限り

1－2 業務委託の目的

1. 本業務委託受注者（以下「受注者」という。）は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき行う「印旛広域水道用水供給事業再評価」において、組合が事業再評価委員会へ提出する審議資料及び国へ提出する事業再評価書の作成等を目的とする。

1－3 調査対象の概要

1. 組合で実施している印旛広域水道用水供給事業は、一日最大給水量を128,610m³とし、水源は奈良俣ダム、霞ヶ浦導水、ハッ場ダムとしている。また、千葉県企業局と「水道施設の使用及び業務委託に関する協定書」を締結し、取水及び浄水施設等の施設使用許可を受けて施設能力を確保するとともに、水道法第24条の3に基づいて施設の運転及び管理を千葉県企業局に第三者委託し、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、長門川水道企業団（印西市、栄町で構成）の9構成団体へ用水供給を行っている。

1－4 業務管理

1. 受注者は、業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者を定め組合に通知するものとする。
2. 業務主任技術者（管理技術者）と照査技術者は兼ねることができない。
3. 業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者は、技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門）の資格を有し、水道用水供給事業における水道水源開発等施設整備の事業についての国土交通省のマニュアルによる事業再評価に精通している者を配置しなければならない。
4. 業務主任技術者（管理技術者）は、業務の全般にわたり技術的な監理を行わなければならない。
5. 業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者は、資格証明書及び受注者と雇用関係にあることを証明する書類を組合に提出しなければならない。
6. 受注者は、遅滞なく業務の遂行を図るために、必要な業務技術者を配置しなければならない。

1－5 監督職員

1. 本業務委託は、組合が定める監督職員（以下「監督職員」という。）が、業務

委託契約書、仕様書等に定められた事項の範囲において、業務の施行上の指示及び監督を行う。

2. 受注者は、業務の施行にあたり、当該契約に基づき、監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

1－6 業務委託の施行

1. 受注者は、本業務委託の施行にあたり、適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確で丁寧にこれを行わなければならない。
2. 受注者は、本業務委託のうち、特に、審議・検討を要するものについては、監督職員と十分に審議・検討する。

1－7 打合せ・協議

1. 業務主任技術者は、打合せ・協議には必ず出席するものとし、業務に関する打合せ等協議内容について、速やかに記録し提出しなければならない。
2. 打合せ・協議は、以下に記載の段階で行うこととし、以下に記載されていない段階についても、必要が生じた場合都度行うこととする。
 - ・初回打合せ（業務開始時）
業務内容の確認（本業務委託に関する内容、作業方針、行程、検討事項等の確認）及び貸与資料等の確認
 - ・事業再評価委員会（年2回を想定）に係る打合せ（事業再評価委員会の開催前）
事業再評価委員会開催に関しての確認等
 - ・最終打合せ（業務完了時）
総括説明及び成果品納入、検収の立会い等

1－8 資料の貸与

1. 本業務委託の施行にあたっては、以下の資料を貸与する。そのほかに必要となる資料については、監督職員と協議のうえ貸与あるいは提供する。なお、これらの資料については、受注者の責任において厳重に保管するとともに、社外への提供ならびに公開は、一切これを認めない。また、これらの貸与資料について、貸与期間中に紛失、損傷した場合は受注者の責任で弁済しなければならない。
 - （1）印旛広域水道用水供給事業変更認可申請書（平成7年3月）
 - （2）送水施設耐震化基本計画予備調査業務報告書（平成20年2月）
 - （3）送水施設耐震化基本計画被害想定調査業務報告書（平成21年2月）
 - （4）印旛広域水道用水供給事業再評価業務委託（令和3年3月）
 - （5）印旛地域末端給水事業統合に係る基礎調査業務委託報告書（平成31年3月）
 - （6）印旛地域末端給水事業統合広域化検討業務委託（令和2年3月）
 - （7）印旛地域末端給水事業統合広域化水理的検証等検討業務委託（令和3年3月）
 - （8）印旛広域水道ビジョン・経営戦略改訂業務委託（令和7年3月）

1－9 法令等の遵守

1. 受注者は、業務の施行にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

1－10 中立性の保持

1. 受注者は、各種調査をはじめとする業務の施行にあたって、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

1－11 秘密の保持

1. 受注者は、本業務委託の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1－12 疑義の解釈

1. 受注者は、業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書に疑義を生じた場合、また、本仕様書に明記していない事項があるとき、あるいは、内容に相互符合しない事項がある場合は、事前に監督職員と協議しその指示に従わなければならない。

1－13 事故の防止

1. 受注者は、現況調査等において、障害及び事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法規を遵守し、円滑にこれを行わなければならない。なお、損害・事故等が発生した場合の補償に要する費用は、受注者の負担とする。

1－14 成果品の検査

1. 受注者は、業務完了後、業務主任技術者立会のうえ、成果品について監督職員の検査を受けなければならない。
2. 成果品の検査において、指摘された箇所は、直ちに訂正し速やかに報告書等を納入しなければならない。
3. 業務完了後において、監督職員から説明を求められたときには、直ちに業務主任技術者を派遣し、これに答えなければならない。また、受注者の契約不適合が発見された場合、受注者は直ちに修正を行わなければならない。なお、これに要する経費は受注者の負担とすること。

1－15 成果品の帰属

1. 成果品は全て組合の帰属とする。受注者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

1－16 納期

1. 成果品の納期は本業務委託期間内とする。なお、納期前であっても業務のうち完成したものについては、提出を求める場合がある。

特に以下に記載の資料を含む事業再評価書については、完成前においても国に逐次報告をするため、組合と協議のうえ、その時点での内容を取りまとめて、事業再評価書を作成し随時提出すること。最終的な事業再評価書については、第二

回事業再評価委員会（令和８年２月予定）までに取りまとめて提出すること。

- (１) 評価の内容（別紙様式１）
- (２) 水需要予測 根拠資料
- (３) 費用対効果分析 根拠資料
- (４) 評価結果概要（別紙様式２）
- (５) その他（必要に応じて）
 - ・上記以外の第三者への意見聴取の際に用いる資料
 - ・パンフレット、図面（事業評価の対象となる事業の全容が分かるもの）

１－１７ 提出書類及び成果品

１．提出書類

- (１) 業務着手届 (契約後７日以内) 2部
- (２) 業務主任技術者選任通知書 (契約後７日以内) 2部
経歴書及びTECRISの写しを添付すること。
照査技術者及び各担当技術者についても提出すること。
- (３) 業務工程表 (契約後７日以内) 2部
- (４) 業務カルテ（登録内容確認書）(受注・変更・完了後１０日以内) 1部
- (５) 業務計画書 (契約後１５日以内) 2部
- (６) 業務完了報告書 (業務完了時) 2部
- (７) 業務目的物引渡申出書 (業務完了時) 2部
- (８) その他必要とする書類 1式

２．成果品

事業の再評価

- ① 事業再評価書 (A４判) 10部
- ② 事業再評価書 資料編 (A４判) 10部
- ③ 事業再評価概要書 (A４判) 10部
- ④ 事業再評価書 原稿 (電子データ) 1式

１－１８ 国からの指摘事項等に関する対応

- １．本業務委託に関する国からの指摘事項への回答書の作成・指摘事項を受けての事業再評価書や資料の修正、追加資料の提出等の対応については、本業務委託の委託期間内・期間外に関わらずに対応すること。また、原則その費用については、契約金額に含まれているものとする。

第2章 業務内容

2-1 業務の概要

1. 本業務は、組合が「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき行う「印旛広域水道用水供給事業再評価」において、組合が事業再評価委員会へ提出する審議資料及び国へ提出する事業再評価書の作成等を目的とする。

2-2 業務の詳細

1. 事業の再評価

- (1) 将来人口の推計にあたっては令和12年度を目標年度とし、行政区域内人口は、令和2年度の国勢調査結果をもとに構成団体別にコーホート要因法で推計する。なお、将来人口の推計については、印旛広域水道ビジョン・経営戦略改訂業務委託（令和7年3月）において算出されたデータを用いて、時点修正をするものとする。
- (2) 事業再評価書の作成にあたっては、「水道事業の費用対効果分析マニュアル平成23年7月平成29年3月一部改訂」に基づいて行う。ただし、マニュアルに記載されている算定手法のみでは、所定の便益を得ることができない可能性もあるため、当該事業や地域の特性を考慮し、その根拠を明示した上で、独自の便益算定についても検討するものとする。
- (3) 別途に設置する事業再評価委員会に諮るための全般にわたる必要となる資料を作成する。なお、資料作成にあたっては、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「水道施設整備事業の再評価実施要領細目」に基づくこととし、同資料は、第三者への公表を前提に客観的かつ合理的なものとする。
- (4) 水需給計画の見直しを踏まえて、施設整備の見直しを行う。なお、見直しにあたっては、施設整備の内容は組合より提供するものとし、受注者はその精査・修正を行うものとする。
- (5) 施設整備の見直しを踏まえて、年次計画及び財政計画の見直しを行う。
- (6) (1)～(5)に基づき、事業再評価書を作成する。
- (7) 当組合が開催する事業再評価委員会（年2回を想定）に出席し、作成した審議資料等について、必要に応じて報告・説明等を行う。

評価の内容（令和〇〇年度実施）

■事業の概要			
事業主体		事業名	
事業箇所		補助区分	
事業着手年度		工期	
総事業費			
概要図			
目的、必要性			
経緯			

■事業をめぐる社会経済情勢等	
当該事業に係る水需給の動向等	
水源の水質の変化等	
当該事業に係る要望等	
関連事業との整合	
技術開発の動向	
その他関連事項	
■事業の進捗状況（再評価のみ）	
用地取得の見通し	
関連法手続等の見通し	

工事工程	
事業実施上の課題	
その他関連事項	
■新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性	
新技術の活用の可能性	
コスト縮減の可能性	
代替案立案の可能性	
■費用対効果分析	
事業により生み出される効果	
費用便益比（事業全体）	
費用便益比（残事業）	
■その他(評価にあたっての特記事項等)	
■対応方針	
■学識経験者等の第三者の意見	

■問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎第 3 号館

TEL 03-5253-8111

印旛郡市広域市町村圏事務組合 水道企業部 業務課

〒285-8533 千葉県佐倉市宮小路町 12 番地

TEL 043-486-5111

別紙様式2

[illegible]

【水道事業】
（補助事業等）

[illegible]